

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問
	/30問

事業者名 :

受験者名 :

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を()内に記入して下さい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十一人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。

()

2. 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別ごとに受けなければならない。

()

3. 事業者は旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

()

4. 事業者は当該運送に適する設備がないときは、運送の引受けを拒絶することができる。

()

5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、正当な事由がある場合、運送の申し込みを受けた順序によらずに旅客の運送を行うことができる。

()

6. 事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。

()

7. 貸切バスが車両火災を引き起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要です。

()

8. 事業者は、双方の合意があれば事業の譲渡及び譲受を行うことができ、その効力はすぐに生じる。

()

9. 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要があります。

()

10. 事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、その経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。

()

11. 事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。

()

12. 事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

()

13. 事業者は毎事業年度の経過後に輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。また、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。

()

14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに運行管理者資格者証を有する者の中から運行管理者を選任しなければならない。

()

15. 旅客自動車運送事業者は、その住所が変更になった場合、その所有する事業用自動車について、道路運送車両法の規定に基づき、変更登録の申請をしなければならない。

()

16. 下記に掲げる項目のなかで、事業者の事業用自動車の運転者、車掌その他の乗務員のしてはならない行為として、法令で定められているものはどれですか。してはならない事項には×印を、そうでない事項には○印を記入しなさい。

①旅客の現在する事業用自動車内で飲食すること ()

②旅客の現在する事業用自動車内で喫煙すること ()

③運行時刻前に発車すること ()

④旅客の現在する事業用自動車において、その車外へ出ること ()

【筆記問題】

次の文中の()の部分にあてはまる語句を答.____に記入しなさい。

17. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から()を経過してない者であるとき、許可をしてはならない。

答. _____

18. 次に列記したものは、一般貸切旅客自動車運送事業に従事する従業員のうち、その者に義務づけられた業務内容を示したものです。その者の正式名称を答えなさい。

- ・乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること
- ・事業用自動車の運転者に対し、乗務記録を作成させ、保存すること
- ・必要がある場合は、事業用自動車に非常信号用具を備えること
- ・運転者の要件を備えない者に事業用自動車を運転させないこと

答. _____

- ・日常点検の実施方法を定めること
- ・日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること
- ・整備の実施計画を定めること
- ・自動車車庫を管理すること

答. _____

19. 次の文中の()の部分にあてはまる語句を記入しなさい。

()は、輸送の安全を確保するために一般旅客自動車運送事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

- 一. 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
- 二. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
- 三. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

答. _____

【選択問題】

次の法令の()にあてはまる言葉を下から選び、()内に記号を記入して下さい。

20. この法律は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正か合理的なものとすることにより、道路運送の利用者の()を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もって()を増進する事を目的とする。

※文中の「この法律」とは、道路運送法のことです。

- | | | | | |
|-------------|----------|----------|----------|----------|
| ア. 所有権 | イ. 運行管理者 | ウ. 出発地 | エ. 保安基準 | オ. 運行の安全 |
| カ. 技術の向上 | キ. 火災 | ク. 利益 | ケ. 迅速 | コ. 走行距離 |
| サ. 重大な事故 | シ. 運営を適正 | ス. 目的地 | セ. 点検 | ソ. 継続 |
| タ. 営業所 | チ. 公害の防止 | ツ. 適切な時期 | テ. 公共の福祉 | ト. 保護 |
| ナ. 乗務員のサービス | | | | |

21. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。
- (1) 旅客の運送を()すること。
 - (2) 旅客を()まで送還すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、旅客を()すること。
- ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離
サ. 重大な事故 シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続
タ. 営業所 チ. 公害の防止 ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護
ナ. 乗務員のサービス
22. 「旅客自動車運送事業」とは、()に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。
- ア. 自己の目的 イ. 自治体等の要請 ウ. 他人の需要
23. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、()年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- ア. 二 イ. 三 ウ. 五 エ. 六 オ. 十
24. 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、()を国土交通大臣に届け出なければならない。
- ア. 事業計画変更届 イ. 運行計画変更届 ウ. 業務計画変更届
25. 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)はその事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その()前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- ア. 三十日 イ. 六十日 ウ. 九十日
26. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び()を図ることを目的とする。
- ア. 事業者の利便 イ. 従業員の利便 ウ. 旅客の利便
27. 旅客自動車運送事業者は、()状態にある乗務員等を事業用自動車の運行に従事させてはならない。
- ア. 運転が可能な イ. 集中力が欠落した ウ. 酒気を帯びた
28. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時()しておかななければならない。
- ア. 確保 イ. 選任 ウ. 募集
29. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称及び当該自動車の()を旅客に見やすいように表示しなければならない。
- ア. 営業区域 イ. 自動車登録番号 ウ. 許可(免許)番号
30. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う()を受け、報告をすること。
- ア. 点呼 イ. 確認 ウ. 面談

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題(解答)

1. 道路運送法第3条
一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十一人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。(○)
2. 道路運送法第4条
一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別ごとに受けなければならない。(○)
3. 道路運送法第9条の2
事業者は旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。(×)
4. 道路運送法第13条
事業者は当該運送に適する設備がないときは、運送の引受けを拒絶することができる。(○)
5. 道路運送法第14条
一般貸切旅客自動車運送事業者は、正当な事由がある場合、運送の申し込みを受けた順序によらずに旅客の運送を行うことができる。(○)
6. 道路運送法第21条
事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。(○)
7. 道路運送法第29条
貸切バスが車両火災を引き起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要です。(×)
8. 道路運送法第36条
事業者は、双方の合意があれば事業の譲渡及び譲受を行うことができ、その効力はすぐに生じる。(×)
9. 施行規則第25条
一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要があります。(○)
10. 運輸規則第28条
事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、その経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。(○)

11. 運輸規則第35条

事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。(○)

12. 運輸規則第38条

事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。(×)

13. 運輸規則第47条の7

事業者は毎事業年度の経過後に輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。また、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。(○)

14. 運輸規則第47条の9

一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに運行管理者資格者証を有する者の中から運行管理者を選任しなければならない。(○)

15. 道路運送車両法第12条

旅客自動車運送事業者は、その住所が変更になった場合、その所有する事業用自動車について、道路運送車両法の規定に基づき、変更登録の申請をしなければならない。(○)

16. 運輸規則第49条

下記に掲げる項目のなかで、事業者の事業用自動車の運転者、車掌その他の乗務員としてはならない行為として、法令で定められているものはどれですか。してはならない事項には×印を、そうでない事項には○印を記入しなさい。

①旅客の現在する事業用自動車内で飲食すること。(○)

②旅客の現在する事業用自動車内で喫煙すること。(×)

③運行時刻前に発車すること。(×)

④旅客の現在する事業用自動車において、その車外へ出ること。(○)

17. 道路運送法第7条

国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から()を経過してない者であるとき、許可をしてはならない。

答.5年

18. 道路運送法

次に列記したものは、一般貸切旅客自動車運送事業に従事する従業員のうち、その者に義務づけられた業務内容を示したものです。その者の正式名称を答えなさい。

- ・乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること
- ・事業用自動車の運転者に対し、乗務記録を作成させ、保存すること
- ・必要がある場合は、事業用自動車に非常信号用具を備えること
- ・運転者の要件を備えない者に事業用自動車を運転させないこと

答. 運行管理者

- ・日常点検の実施方法を定めること
- ・日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること
- ・整備の実施計画を定めること
- ・自動車車庫を管理すること

答. 整備管理者

19. 道路運送法第22条の2

7. 次の文中の()の部分にあてはまる語句を記入しなさい。

()は、輸送の安全を確保するために一般旅客自動車運送事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

- 一. 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
- 二. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
- 三. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

答. 安全管理規程

20. 道路運送法第1条

この法律は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正か合理的なものとすることにより、道路運送の利用者の(ク)を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もつて(テ)を増進する事を目的とする。

※文中の「この法律」とは、道路運送法のことです。

21. 旅客自動車運送事業運輸規則第18条

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。

- (1) 旅客の運送を(ソ)すること。
- (2) 旅客を(ウ)まで送還すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、旅客を(ト)すること。

22. 道路運送法2条

「旅客自動車運送事業」とは、(ウ)に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

23. 道路運送法第8条

一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、(ウ)年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

24. 道路運送法第15条

一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、(ア)を国土交通大臣に届け出なければならない。

25. 道路運送法第38条

一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)はその事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その(ア)前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

26. 運輸規則第1条

旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び(ウ)を図ることを目的とする。

27. 運輸規則21条

旅客自動車運送事業者は、(ウ)状態にある乗務員等を事業用自動車の運行に従事させてはならない。

28. 運輸規則35条

旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時(イ)しておかなければならない。

29. 運輸規則第42条

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称及び当該自動車の(イ)を旅客に見やすいように表示しなければならない。

30. 運輸規則50条1項

旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う(ア)を受け、報告をすること。